

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和元年12月11日(月)午後3時15分

場所 熊本市中央区花畑町9番1号 熊本市役所別館(駐輪場)8階大会議室

農業委員24名

1番 赤木 英雄	2番 福原 幸一	3番 森 日出輝
4番 東 哲治	5番 眞鍋 宣孝	6番 谷口 憲治
7番 橋本 春利	8番 角居 登	9番 田上 泰則
10番 西富 大二郎	11番 網田 稔	12番 徳永 芳也
13番 西川 秀文	14番 木下 三智也	15番 上妻 孝市
16番 堀 恭子	17番 牧野 正治	18番 西田 廣行
19番 緒方 一臣	20番 内田 正憲	21番 田中 敏郎
22番 木村 憲正	23番 梅田 義弘	24番 宮本 淳一

欠席委員(上記24名中0名が欠席)

午後3時15分 開会

事務局 それでは、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。
本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数24名中24名で
ございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に
基づき、総会が成立しております。
それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。
本日は、皆様方大変お忙しい中、農業委員会総会に多くの方の出席
をいただき、誠にありがとうございます。
今回の総会はオブザーバーとして農地利用最適化推進委員の皆様に出
席をいただいております。推進委員の皆様におかれましては平素より
農業委員会業務にご尽力いただき、お礼申し上げます。また、研修
最終日の総会ということで、皆様には大変かと存じますが、よろしく
お願いいたします。
それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請が議題となっ
ております。総会の審議がスムーズに進展しますように、皆様方どうぞ
ご協力をよろしくお願い申し上げます。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。
それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会議題3の議事録署名者委員を指名いたします。本日の議事録署名者には20番の内田政憲委員と21番の田中敏郎委員を、書記に事務局の堀坂太郎主任主事を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請から追加議案で、全件8件でございます。

初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、22件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条の2項の判断基準により、地区委員会の協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、兄へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培される専業農家で、許可後も水稻を作付される計画です。

以上1件について、先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

2番と3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、農地所有適格法人の設立による所有権移転の申請です。譲受人の法人は養豚業を営まれており、許可後は牧草を作付される計画です。

3番は、営農型太陽光発電設備の申請に伴い、区分、地上権を設定する申請です。これは太陽光発電設備の設置者と営農者が異なるときに、設置者は空中部分を利用することから、3条許可申請が必要となっております。

なお、支柱等の部分について、同時に5条も申請しています。

以上2件について、先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、2番、3番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

4番から5番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番は、子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請時には水稻を作付される計画です。

5番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請時には水稻を作付される計画です。

以上2件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、4番、5番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、6番。

21番 田中敏郎委員

21番委員、田中です。

6番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

6番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はミカンをつくられる専業農家で、申請地にはミカンをつくられる予定です。

以上1件、先日の地区委員会で協議した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当だと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、6番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、7番。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

7番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

以上1件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、7番について地元より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして、8番。

14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

8番、9番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8番は、子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人はベビーリーフを作付されており、許可後はベビーリーフを作付される計画です。

9番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

以上2件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、8番から9番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、10番。

24番 宮本淳一委員

24番委員、宮本です。

10番から12番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

10番は、経営拡張による賃貸借権設定の申請です。譲受人の法人は水稻を作付されており、許可後はナス、ピーマン及び露地野菜を作付される計画です。

11番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後は露地野菜を作付される計画です。

12番は孫への贈与による所有権移転の申請です。譲受人は牧草を作付されており、許可後は牧草を作付される計画です。

以上3件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、10番から12番まで地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、13番。

16番 堀恭子委員

16番委員、堀です。

13番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

13番は、おじへの贈与のための所有権を移転される申請です。譲受人は水稻、大豆、サツマイモをつくられる専業農家で、許可後は水稻をつくられる計画です。

以上1件、先の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないことを協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、13番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、14番。

17番 牧野正治委員

17番委員、牧野です。

14番から22番について、地区委員会での協議状況を報告します。

14番は経営拡張のための売買による所有権移転の申請であります。譲受人はナス、オクラ、ピーマン、柿を生産する兼業農家で、許可後はクリを作付する予定であります。

15番は、甥への贈与のための所有権移転設定の申請です。譲受人はキャベツ、スイカ、柿、ブドウを生産する専業農家で、許可後はスイカを作付する予定であります。

16番は、経営移譲のための使用貸借権設定の修正です。譲受人は水稻、大豆、キャベツを生産する兼業農家で、許可後は水稻、大豆、

キャベツを作付する予定であります。

17番は、経営拡張のための売買による所有権移転の申請であります。譲受人は、水稲、スイカ、カボチャを生産する兼業農家で、許可後はカボチャを作付する予定であります。

18番は、経営拡張のための売買による所有権移転の申請です。譲受人は水稲とレイシ、露地野菜を生産する兼業農家で、許可後は水稲を作付する計画であります。

19番は20番と関連で、耕作の便宜上の交換で、所有権移転の申請であります。譲受人は肉用牛の肥育と水稲、飼料を生産する専業農家で、許可後は水稲を作付する計画であります。

また、一方は、水稲を生産する専業農家で、許可後は水稲を生産する予定であります。

21番は、経営拡張のための売買による所有権移転の申請です。譲受人は肉用牛を生産する農地所有適格法人で、許可後は飼料作物を作付する計画であります。

22番は、経営拡張のための売買による所有権移転の申請です。譲受人は水稲とスイカを生産する専業農家で、許可後は水稲を作付する計画であります。

以上9件について、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないことを協議、確認いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、14番から22番まで地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、事業計画変更承認申請1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、協議状況の報告をお願いします。

それでは、1番、お願いします。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

1番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

1番は、後の第4号議案農地法第5条許可申請の6番と関連で、令和元年5月15日付で建売住宅を建設するための農地法第5条の申請を受けた事業計画についての変更承認申請です。

変更内容は、開発行為に伴って道路後退の用地とした農地の転用面積が漏れていたため、当初の許可面積2,502㎡を2,515㎡に変更するものです。変更に伴い、資金計画や周辺農地への営農上支障を及ぼす影響はありません。

以上、1件について、先日の地区委員会で現地調査を行い、検討したところ、計画変更はやむを得なしとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、1番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、6件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。それでは、1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、不動産を営む法人が建売住宅へ転用するための申請です。農地区分は上下水道の2管が埋設されている道路の沿道の区域で、500m以内に小学校と診療所の2施設がある第3種農地と判断されません。土地利用計画は建売住宅5棟を建築される計画で、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等必要書類は添付されており、周辺農地への営農上支障は及ぼすおそれもないものと判断されます。工期は令和3年12月20日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。また、開発許可が必要となりますのは、集落内開発制度指定区域で、開発することを協議中であることを確認しております。

以上、1件について、先日の地区委員会で民地調査を行い、検討し

たところ、民地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、1番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

2 1 番 田中敏郎委員

2 1 番委員、田中です。

2 番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2 番は、ミカンの選果場、出荷場への転用申請です。農地区分は転用区域内にある農地で、原則不許可部分ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものの例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は選果場、出荷場1棟360㎡の建設で、適正な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。農業政策課からの農業振興地整備計画の用途区分変更通知が添付されております。ただ、申請地は転用済みであり、深く反省している旨の始末書が提出されています。

以上1件、先日の地区委員会で現地の確認を行い、検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など、一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、2番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

24番 宮本淳一委員

24番委員、宮本です。

3番と4番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、通路への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請人の自宅への通路として利用される計画で、妥当な面積と判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。

なお、申請地は以前より通路として使用しており、無断で使用していたことに対し深く反省している旨の始末書の提出があります。

4番は、貸資材置き場への転用申請です。農地区分は10ha以上の1団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断されました。申請人も同地区内に居住しており、また、代替地についても検討されております。土地利用計画は賃借予定建設業者を営む法人が、申請地付近にて請負業が増加しており、利便性を図るために、申請地を貸資材置き場として使用したいとの要望に応じ選定したもので、妥当な面積と判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。

なお、今回貸資材置き場として使用するに当たり、一部農地を転用せず使用していたことに対して深く反省する旨の始末書が提出されております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査、確認、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、3番から4番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、5番。

16番 堀恭子委員

16番委員、堀です。

5番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番は、農業用倉庫への転用申請です。農地区分は市街地の区域内にある農地で、住宅の用、もしくは事業の用に供する支出が連檐している農地で、第3種と判断されます。土地利用計画は農業用倉庫で、転用面積としては適正な面積です。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。事業計画、資金証明等の添付書類もそろっております。農地法を知らず、農業用倉庫として使用していた旨の顛末書が添付されております。

以上1件、先の地区委員会で現地調査を行い、協議、検討の結果、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、ともに許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、5番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
6番。

20番 内田正憲委員

20番委員、内田です。

6番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

同時、5条申請と関連です。申請は駐車場建設のための転用申請です。農地区分は10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で、第2種農地と判断されます。申請人は百貨販売を行う法人で、来客用駐車場が不足しており、店舗近くに自社所有地及び隣接用地を求め、お客様用及び従業員用の駐車場を建設する計画です。土地利用計画は4条申請、5条申請分、合わせて31台分の駐車スペースを建設するもので、配置図などから転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除などの心配はないものと思われます。事業計画、残高証明などもそろっております。工事は令和2年2月28日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先の地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いた

しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、6番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、36件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番から4番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番の転用者は個人で賃借権を設定し、診療所へ転用するための申請です。農地区分は、農地の広がりがある10ha以上の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、申請地の周辺の地域に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたしました。代替地についても検討されています。土地利用計画は、診療所1棟を建築し、残地を駐車場などとして整備される計画で転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等必要書類は添付されており、周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれもないものと判断されます。工期は、令和2年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。また、開発許可が必要となります集落内開発制度指定区域で、開発指導課と協議中であることを確認しております。

2番は、薬局を経営する法人が賃借権を設定し、薬局へ転用するための申請です。農地区分は、農地の広がりがある10ha以上の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、申請地の周辺の地域に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたしました。代替地についても検討されています。土地利用計画は、調剤薬局1棟を建築し、残地を駐車場や駐輪場などとして整

備される計画で、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等必要書類は添付されており、周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれもないものと判断されます。工期は令和2年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で開発指導課と協議中であることを確認しております。

3番と4番は関連で、建売住宅の建築及び販売を行う方針であり、所有権移転により建売住宅へ転用をするための申請です。農地区分は、上下水道の2管が埋設されている道路の沿道の区域で、500m以内に保育園と歯科医院の2施設がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、建売住宅7棟を建築される計画で、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等必要書類は添付されており、周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれはないものと判断されます。工期は令和3年12月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課と協議中であることを確認しております。

以上4件について、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、1番から4番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたしました。

　　続きますして、5番。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

5番から9番につきまして、先日の地区委員会で協議状況を報告いたします。

5番は、不動産業を営む法人が所有権移転により建売住宅へ転用するための申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されています。土地利用計

画は、建売住宅2棟を建築される計画で、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等必要書類は添付されており、周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれはないものと判断されます。工期は、令和3年3月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課と協議中であることを確認しております。

6番は、第2号議案、事業計画変更承認申請の1番と関連で、宅地建物業を営む法人が所有権を移転して、公衆用道路へ移転するための申請です。農地区分は、上下水道の2管が埋設されている道路の沿道の区域で、500m以内に保育園と診療所の2施設がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、開発行為に伴う道路後退部分として公衆用道路が既に整備されており、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等必要書類は添付されており、周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれもないものと判断されます。

なお、転用者から農地転用の申請漏れがあったことを深く反省する旨の始末書が提出されています。また、開発許可について令和元年5月15日付で変更前の農地法第5条の申請と同時に許可済みです。

7番の転用者は個人で、使用貸借権を設定し、個人住宅へ転用するための申請です。農地区分は、農地の広がりのある10ha以上の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、住宅で集落に接続して設置されるものであり、不許可の例外に該当するものと判断しました。代替地についても検討されています。土地利用計画は、個人住宅1棟を建築される計画で、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等必要書類は添付されており、周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれはないものと判断されます。工期は令和3年2月2日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で開発指導課と協議中であることを確認しております。

8番は、土木工事業を営む法人が所有権移転により建売住宅へ転用するための申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されています。土地利用計画は、型枠や土砂などの土木資材置き場を整備される計画で、転用規模は妥当であると判断いたしました。資金証明等必要書類は添付されており、周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれはないものと判断されます。工期は、令和2年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

9番は、貸人が令和元年5月20日に、農地法第4条の許可を受け、

転用事業を完了させた営農型太陽光発電設備を設置し、太陽光発電事業を営む法人が設備のみを承継するための農地の一部に賃借権を設定し、1次転用を行う申請です。農地区分は、農用地区域内の農地で、農用地区域内の農地は原則不許可ですが、仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するものであり、不許可の例外に該当します。なお、農業政策課から農業振興地域整備計画の達成に支障がない旨の回答を得ております。土地利用計画は、高さ2.2mから2.5mの支柱を立て、太陽光パネル840枚、発電容量226.8キロワット、パネルも営農型太陽光発電設備が設置されており、下部では農地所有者がブルーベリーを栽培される計画です。なお、遮光率は65%程度で、必要部分等に当たる転用面積は0.79㎡パネルの直下面積は2,076.45㎡です。営農計画書と営農への影響見込み及びその根拠となるデータ、地域の平均的な反収等の数値、九州電力との接続に関する証明書、知見を有する者の意見書も添付されております。また計画中断や営農継続不可能となった場合の撤去についての確約書も添付されております。

なお、1次転用の許可期間は前回の許可期間に合わせて令和4年5月19日までとします。

以上5件について、先日の地区委員会で現地調査を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願います。

議長 ただいま、5番から9番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

6番、谷口委員、どうぞ。

6番 谷口憲治委員

6番委員、谷口でございます。

9番の太陽光発電の案件でございますが、先の役員会におきまして、手続の方法等について検討が必要であるとのことから、今回は保留することとしていたところでございます。その後、事務局を含めさらに検討しました結果、国・県との打ち合わせの経過や、申請者へのこれまでの指導の経緯等を踏まえ、眞鍋委員の報告どおり、原案どおり許可することが相当であるとの、意見に変更を行いたいと思います。

なお、今後、営農型発電施設の譲渡についての取り扱いにつきましては、今後よりよい方法を検討してまいりたいと考えております。

役員の皆様、委員の皆様、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

議長 　　ただいま、谷口委員より発言がございましたが、ほかにご意見ございませんか。

一　同 　　なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
　　なお、9番については、営農型太陽光発電設備の転用ですので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。
　　続きまして、10番。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

10番から15番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

10番は、所有権移転による個人住宅及び公衆用道路への転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域に近接する10ha未満の広がりのない農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積308.37㎡に個人住宅、木造平家建て1棟及び公衆用道路の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は許可後速やかに着工され、令和2年12月31日までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

11番から13番は関連で、所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は市街地の区域に近接する10ha未満の広がりのない農地で、第2種農地と判断されます。代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目を含む総事業面積1,789.87㎡、転用面積1,673㎡に建売住宅木造2階建て7棟の建築の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は許可後速やかに着工され、令和4年3月31日までを予定されており、許可後は目的どおり転用

されることを確認いたしております。

14番から15番は関連で、所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内の農地で、第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の、集落に接続して設置されるものに該当すると判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積1,387㎡に建売住宅、木造2階建て5棟の建築の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことですので。工事期間は、許可後速やかに着工され、令和3年5月10日までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

以上6件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも協議基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、10番から15番まで、地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、16番。

21番 田中敏郎委員

21番委員、田中です。

16番につきまして、さきの地区委員会で協議状況をご報告いたします。

16番は、所有権移転による農家住宅及び農業用倉庫への転用申請です。農地区分は、中山間地の広がりがない小集団の農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、木造2階建て農家住宅1棟160㎡及び農業用倉庫74㎡の建設で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、被害防除については問題なく、代替地域についても検討されております。工事期間は、令和元年12月20日から令和2年12月18日までの1年間を予定されてお

り、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

以上1件、先日の地区委員会で現地確認を行い検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、16番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、17番。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

17番から20番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

17番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、市街地化の変更の著しい地域で、上下水道2管の通った沿道の区域で、500m以内に教育施設2施設がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、他地目含む総事業面積389.15㎡に木造2階建て住宅1棟を建設される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課の事前協議の申請中とのこと。工事計画は、令和2年1月1日から令和2年6月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

18番は、社会福祉法人が賃貸借権設定による駐車場への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は転用地に従業員車両4台分の駐車場及び駐輪場を整備される計画で、妥当な面積と思われ。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は令和2年1月10日から令和2年3月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

19番は、不動産業を営む法人が所有権移転による建売住宅への転

用許可申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地についても判断されております。土地利用計画は転用面積991㎡に建売住宅4棟、敷地内道路を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課への事前審査の申請中とのことです。工事計画は令和2年2月1日から令和2年12月20日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

20番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は木造2階建て個人住宅1棟、建築面積63.44㎡で妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課の事前回答済みとのことです。工事計画は令和2年1月15日から令和3年1月15日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 長 ただいま、17番から20番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、21番。

22番 木村憲正委員

22番委員、木村です。

21番から23番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

21番から23番は関連で、不動産の売買などを営む法人が農地を

所有権移転し、建売住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目とも総事業面積3,531.36㎡に木造2階建て13棟を整備される計画で妥当な面積と思われまます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前協議の申請中とのことです。工事期間は、令和2年2月1日から令和3年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、地元委員より21番から23番まで報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、24番。

24番 宮本淳一委員

24番委員、宮本です。

24番と25番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

24番は、所有権移転し、公民館へ転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がるのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、農業従事者及び地域住民の良好な生活環境を確保するための施設に該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、木造平家建て公民館1棟と駐車場を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課への事前審査済みとのことです。工事計画は、令和2年2月1日から令和2年10月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

25番は、所有権移転し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分

は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目を含む総事業面積367.38㎡に木造平家建て1棟を整備される計画で、妥当な面積と思われま。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、令和元年12月25日から令和2年6月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議の結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、24番から25番について地元より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、26番。

16番 堀恭子委員

16番委員、堀です。

26番から32番について、地区委員会で協議状況を報告いたします。

26番は、使用貸借により権利を設定し、分家住宅への転用申請です。農地区分は市街化の区域内にある農地で、住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連檐しており、第3種農地と判断されます。土地利用計画は木造平家建て1棟で転用面積としては適正な面積です。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われま。事業計画、資金証明等の添付書類もそろっております。工事期間は、許可日から令和2年12月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

27番と28番は関連です。太陽エネルギー発電事業等を営む法人が賃貸借による権利を設定し、太陽光発電設備設置への転用申請です。農地区分は10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で、第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、太陽光発電パネル390枚、発電量98.28キロワットで、配

置図面などにより、転用面積としては適正な面積と判断しました。資金計画、九電の負担金のお知らせ等の必要な添付書類もそろっており、土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。工事期間は令和2年1月10日から令和2年3月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

29番は、太陽エネルギー発電事業等を営む法人が賃貸借による権利を設定し、太陽光発電設備設置への転用申請です。農地区分は10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で、第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、太陽光発電パネル360枚、発電量98.28キロワットで、配置図面などにより、転用面積としては適正な面積と判断しました。資金計画、九電の負担金のお知らせ等の必要な添付書類もそろっており、土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。工事期間は令和2年1月10日から令和2年3月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

30番と31番は関連です。太陽エネルギー発電事業等を営む法人が賃貸借による権利を設定し、太陽光発電設備設置へ転用する申請です。農地区分は10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で、第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、太陽光発電パネル360枚、発電量98.28キロワットで、配置図面などにより、転用面積としては適正な面積と判断しました。資金計画、九電の負担金のお知らせ等の必要な添付書類もそろっており、土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。工事期間は令和2年1月10日から令和2年3月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

32番は、使用貸借権を設定し、集出荷施設への転用申請です。農地区分は100ha以上の一団の農地に、農振農用地区域内の農地となっています。農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するもので、不許可の例外規定に該当するものと思われます。土地利用計画は集出荷施設1棟で配置図面などによる転用面積は適正な面積と判断しました。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。事業計画、資金証明等の添付書類もそろっております。工事期間は起工日から令和元年度12月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。また、土地改良区からの転用について差支えない旨の意見書も添付されております。

以上7件、先の地区委員会で現地調査を行い、協議検討の結果、立

地基準、一般基準の面から検討しました結果、ともに許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、26番から32番まで地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、33番。

20番 内田正憲委員

20番委員、内田です。

33番から36番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

33番は、百貨販売を行う法人が駐車場建設のための所有権移転による転用申請です。4条の許可申請と同時申請です。農地区分は10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は4条申請で説明しましたとおりです。代替地の検討もなされており、事業計画、残高証明などもそろっております。工事は令和2年2月28日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しています。また、農地法を十分理解していなかったため、以前より駐車場として利用している部分もあり、反省していますとの始末書が添付されています。

34番は、建売住宅建設のための所有権移転による転用申請です。農地区分は市街地化が見込まれる区域内にあり、住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連檐している10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で、第2種農地と判断されます。申請人は建築工事及び設備工事等宅地販売を行う法人で、宅地化が進み、国道やバイパス、学校や病院などが近くにある当地に建売住宅を建設する計画です。土地利用計画は建売住宅4区画を建設するものです。配置図などから転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除などの心配はないものと思われそうですが、開発許可が必要ですが、集落内制度指定区域内で開発指導課へ事前審査申し出済みです。代替地の検討もなされており、事業計画、残高証明などもそろっております。工事は令和3年3月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しています。

35番は、建売住宅建設のための所有権移転による転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、住宅その他、集落に接続して設置されるものについては、不許可の例外に該当するとされています。申請人は不動産の売り買い及び仲介などを行う法人で、近年の住宅需要の増大に伴い建売分譲住宅を建設計画したものです。土地利用計画は他地目を含む総事業面積3,696.25㎡に木造2階建て、建築面積79.48㎡、敷地面積201.79㎡などの14区画及び公園、建築用道路などを建設するものです。配置図などから転用面積としては適正な面積と判断されます。代替地の検討もなされており、事業計画、融資証明などもそろっております。工事は令和2年12月28日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しています。開発許可が必要ですが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課への事前協議中とのことですが、しかしながら、現地立ち会いの中で、隣接農地の営農への影響について、さらに審査及び検討をする必要があると思われるため、継続審議が妥当であるとの協議結果に至りました。

36番は、貸し駐車場建設のための所有権移転による転用申請です。農地区分は10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断されます。申請人は宅地分譲販売を行う法人で、近くの過去に販売した分譲住宅地内での駐車トラブルがあったことから、貸し駐車場を整備してほしいとの要望があり、貸し駐車場を整備する計画です。土地利用計画は11台分の駐車スペースと道路を建設するもので、配置図などから転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除などの心配はないものと思われれます。代替地の検討もなされており、事業計画、残高証明などもそろっております。工事は令和2年3月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しています。

先の地区委員会で現地確認を行い、35番については継続審議が妥当であるとの協議結果であり、他の3件については、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

訂正をお願いいたします。33番の案件で所有権移転による転用申請と申しましたが、使用貸借権で設定による申請です。訂正方よろしく願いいたします。

議長

ただいま、説明がありましたように、33番は使用貸借設定という

ことでしょう。書いてあるとおりでございます。

ただいま、33番から36番について地元より報告がございましたが、35番は継続審議ということで、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、35番は継続審議とし、33番、34番及び36番については申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして、第5号議案、土地改良法第3条による資格証明願1件でございます。それでは、地元の地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

9番 田上泰則委員

9番委員 田上です。

地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、畠口町の地内での県営甲畠口地区土地改良事業区画整理に伴う参加資格の証明願です。先日の地区委員会におきまして、受益地及び参加申し出の同意名簿を確認し、全員参加資格者であると地区委員会で承認しています。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、1番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり、適格者であると証明することに決定いたします。

続きまして、第6号議案及び第7号議案でございます。この件につきましては事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 第6号議案、第7号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。

まず、第6号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（9号）についてご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細21ページの1番から26ページの13番までの合計13件で、1番から8番までが公社からの売り渡

し、9番から13番までが公社による買い取りです。面積は13件合わせまして、田2万5,737㎡、畑5,074㎡の、合計3万811㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細27ページの14番から35ページの33番までの合計20件です。契約期間別では、6年未満が15件、10年以上が5件で、面積は、20件合わせまして、田7万5,628㎡、畑1万7,414㎡の、合計9万3,042㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、レンコン、果樹、花卉、施設野菜、大豆です。

次に、再設定分です。明細36ページの34番から45ページの60番までの合計27件です。契約期間別では、6年未満が15件、10年以上が12件で、面積は、27件合わせまして、田7万4,356㎡、畑1万8,960.42㎡の、合計9万3,316.42㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は大豆、果樹、水稻、麦、苗木、露地野菜、施設野菜です。

次に、利用権移転です。明細45ページの61番で、契約期間は、6年未満です。面積は、田2,951㎡で、権利の種類は使用貸借権、利用内容は水稻です。

続きまして、第7号議案です。

47ページの表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との貸借になります。明細48ページの1番から60ページの41番までの合計41件です。契約期間別では、6年未満が29件、6年以上10年未満が1件、10年以上が11件で、面積は、41件合わせまして、田14万3,285㎡、畑1万3,130㎡の、合計15万6,415㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、畑作物を予定しています。

以上の案件につきましては、先の地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第6号議案及び第7号議案の説明につきましては以上です。

議 長 7号議案に追加議案がありますので、その続きをよろしく申し上げます。

事務局 追加議案、非農地の決定について、平成30年度(2018年度分)についてご説明いたします。

平成30年度に実施しました農地パトロールにおいて、荒廃農地B

分類判定となった農地のうち、1番から66番までの農地において、平成30年度非農地化の判断基準1-(2)農地としない土地及び2地域移行の確認を満たしていることを確認いたしました。これらの農地66筆、面積5万48㎡を非農地と決定するものといたします。

追加議案の説明につきましては以上です。

議長 ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条の第3項の基準に適合していることとございます。

この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第5の報告事項です。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案別冊60ページの次のページの報告事項件数一覧をごらんください。1番から8番までの合計100件となっております。件数のみ報告します。

以上です。

議長 次に、次第6のその他ですが、何もございません。

以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件については、その事項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

お疲れさまでございました。

事務局 以上で本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。
これにて閉会いたします。

閉 会 午後 4 時 20 分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和元年 12 月 11 日

議 長 森 日 出 輝

署名委員 内 田 政 憲

署名委員 田 中 敏 郎

書 記 堀 坂 太 朗